

カップルは どこまで 法化できるのか？

家族の多様化をめぐる考察

「シングル」、「非婚」、「同性愛カップル」…。ライフスタイルが多様化する中、婚姻や家族をめぐる議論が盛んです。これに対し、法はどのような対応が可能であり、またどのようにあるべきなのでしょう。いわゆるパートナーシップ婚解消訴訟(最判平成16.11.18、判時1881号83頁)原告の深見友紀子さん(京都女子大学教授)をお迎えして、本訴訟の今日的意義、カップルの多様化と法化について、参加者の皆さんと考えてみたいと思います。お誘い合わせの上、どなたでも奮ってご参加ください。



開催期日: 2009年 5月22日(金)

開催時間: 午後6時～ 【参加無料】

開催場所: 神奈川大学24号館(法科大学院棟)1階106教室

講師: 深見友紀子

京都女子大学

発達教育学部児童学科教授

パートナーシップ婚解消訴訟サイト

<http://www.partner-marriage.info/>

お問合せ・講師への事前質問受付:

事務局電話 09059191105

Eメール sue32hrs@gmail.com